

橘小学校等複合化整備事業
実施方針

令和6年2月

名古屋市

目次

第1 事業内容に関する事項	1
1 事業名称	1
2 事業の対象となる公共施設等の種類.....	1
3 公共施設等の管理者.....	1
4 事業の背景及び目的.....	1
5 事業の経緯及びねらい	1
6 事業範囲	4
(1) 統括管理業務.....	4
(2) 設計業務.....	4
(3) 新設施設の建設業務.....	4
(4) 既存施設の解体・撤去等業務.....	4
(5) 工事監理業務.....	4
7 事業方式	5
8 事業期間	5
9 事業スケジュール	5
10 事業者の収入.....	5
11 事業に必要な根拠法令等.....	5
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 民間事業者の募集及び選定の方法	6
2 選定の手順及びスケジュール（予定）	6
3 応募手続き等	6
(1) 実施方針等に関する説明会・現地等見学会	6
(2) 実施方針等に関する質問受付、回答公表.....	7
(3) 閲覧・貸与資料の交付	7
(4) 入札公告、入札説明書等の公表・交付	7
(5) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表	7
(6) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知.....	8
(7) 官民対話の実施.....	8
(8) 入札書及び事業提案書の受付.....	8
4 応募者の参加資格要件等	8
(1) 応募者の構成員	8
(2) 応募者の構成等.....	8
(3) 応募者の参加資格要件等.....	9

(4) 各業務にあたる者の参加資格要件	11
(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置、応募者の構成員の変更	12
5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項	12
(1) 審査に関する基本的な考え方	12
(2) 審査手順	12
(3) 落札者の決定・公表	13
(4) 事業者の選定	14
(5) 事業の取消し	14
6 契約に関する基本的な考え方	14
7 提出書類の取扱い	14
(1) 著作権等	14
(2) 資料の公開	14
(3) 特許権等	14
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	15
1 リスク分担の考え方	15
(1) リスク分担の基本的考え方	15
(2) 想定されるリスクと責任分担	15
2 各業務の要求性能等	15
3 事業者の責任の履行の確保に関する事項	15
(1) 事業者の責任の履行について	15
(2) 契約保証金の納付等	15
4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項	15
(1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法	15
(2) モニタリングの費用の負担	15
(3) モニタリングの結果に対する措置	16
第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	17
1 立地に関する事項	17
2 施設要件等に関する事項	17
(1) 既存施設の概要	17
(2) 新設施設の概要	17
3 土地に関する事項	18
第5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	19
1 係争事由に係る基本的な考え方	19
2 管轄裁判所の指定	19

第6 其他事業の実施に関して必要な事項	20
1 情報提供	20
2 議会の議決等	20
(1) 債務負担行為の設定	20
(2) 設計・工事請負契約の締結等	20
3 応募に係る費用の負担	20
4 問合せ先	20

【別紙資料一覧】

別紙 1	事業予定地
------	-------

【様式一覧】

様式 1	実施方針等に関する説明会・現地等見学会参加申込書
様式 2	実施方針等に関する質問書
様式 3	閲覧・貸与資料 交付申込書
様式 4	秘密保持誓約書
様式 5	閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書

【用語の定義】

用語	定義
本事業	橘小学校等複合化整備事業をいう。
市	名古屋市をいう。
事業者	本事業について、市と設計・工事請負契約を締結し、実施する者をいう。
新設施設	橘小学校等複合施設をいう。詳細は、要求水準書案による。
既存施設	既存の名古屋市立橘小学校（サブグラウンドを除く。）の校舎その他建築物等をいう。名古屋市中生涯学習センター、名古屋市前津福祉会館及び名古屋市前津児童館は含まない。詳細は、要求水準書案による。
本施設	新設施設及び既存施設の全てをいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び要求水準書案（別紙を含む。）を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、設計・工事請負契約書案並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
モニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足しているか、市が監視・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が実施する業務について要求水準書等を満足しているか、自ら監視・確認する行為をいう。
応募者	施設の設計、建設、工事監理の能力を有し、本事業に参加する複数の企業によって構成される共同企業体をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	評価会議から入札参加者の事業提案書等の評価に関する意見を受けて、市と設計・工事請負契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
構成員	応募者を構成する企業をいう。
代表企業	応募者を構成する企業のうち、応募及び事業に必要な諸手続きを一貫して担当する者をいう。
総合評価委員	事業者の選定において総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、中立、公平かつ公正な評価を行うため、学識経験を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから名古屋市長が選任する橘小学校等複合化整備事業者総合評価委員をいう。

総合評価委員会議

事業者の選定に関し、総合評価委員の意見を聴取することを目的として開催する会議をいう。

第 1 事業内容に関する事項

1 事業名称

橘小学校等複合化整備事業

2 事業の対象となる公共施設等の種類

小学校、生涯学習センター、老人福祉センター（福祉会館）、児童厚生施設（児童館）

3 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村 たかし

4 事業の背景及び目的

名古屋市中区に立地する名古屋市立橘小学校（以下「橘小学校」という。）は、敷地が狭く、児童数に比して運動場が狭小であること、また、避難所となる体育館が 3 階にあり、障害者や高齢者の避難に支障があること等の課題があり、地域から子どもたちの教育環境の改善や防災機能の強化に関する要望が出されていた。また、周辺にある中生涯学習センター、前津福祉会館及び前津児童館（以下「市民利用施設」という。）は、いずれも建築から 40 年以上が経過しており、大規模な整備を検討する時期にきている。

こうした中、市で初めての学校施設と他の公共施設との複合施設として、橘小学校と市民利用施設を複合化して整備し、橘小学校の教育環境の改善を図るとともに、市民利用施設における市民サービスの向上を図ることとした。

そこで、本事業は橘小学校の敷地内において、橘小学校と市民利用施設の複合施設（以下「橘小学校等複合施設」という。）の整備を行うことを目的とする。

さらに、本事業を効果的・効率的に実施するため、民間の能力を活用し、公共サービスの水準の向上を図る。

5 事業の経緯及びねらい

本事業の実現に向けて、令和 3 年度に学校関係者、学区関係者及び複合化する施設関係者によるワークショップを開催し、そこでの意見、アイデア等を踏まえ、「橘小学校等複合化整備構想」（以下「整備構想」という。）を策定した。その後も引き続き関係者との間で施設整備の考え方をより具体的に検討し、令和 4 年度に「橘小学校等複合化整備計画」（以下「整備計画」という。）を策定するに至った。

さらに、本事業の中心施設である学校に関して、市教育委員会は令和 5 年度に、市の全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、市の学びの基本的な考えを示す「ナゴヤ学びのコンパス」を策定した。そこでは、子どもの「ゆるやかな協働性の中で 自律して学び続ける」姿を目指している。

本事業は、こうした市民との協働で整備構想や整備計画を積み上げてきた経緯や「ナゴヤ学びのコンパス」の理念を尊重しつつ、民間の能力や創意工夫によって、橘小学校等複合施設を「様々な世代の人々がふれあう、学びあう、つながりあう、新たな地域コミュニティの拠点」として整備することを期待するものである。

【整備の基本的な考え方】

新施設は、次に掲げる基本理念と整備コンセプト、これらを実現するためのキーワードに基づき、安全・安心で質の高い教育環境の実現を図るとともに、乳幼児から中高生期に至る子どもたちの育ちや、子どもから高齢者に至る幅広い世代の学びや福祉に資する施設として整備する。また、避難所としての防災機能の強化を図る。

〔基本理念〕

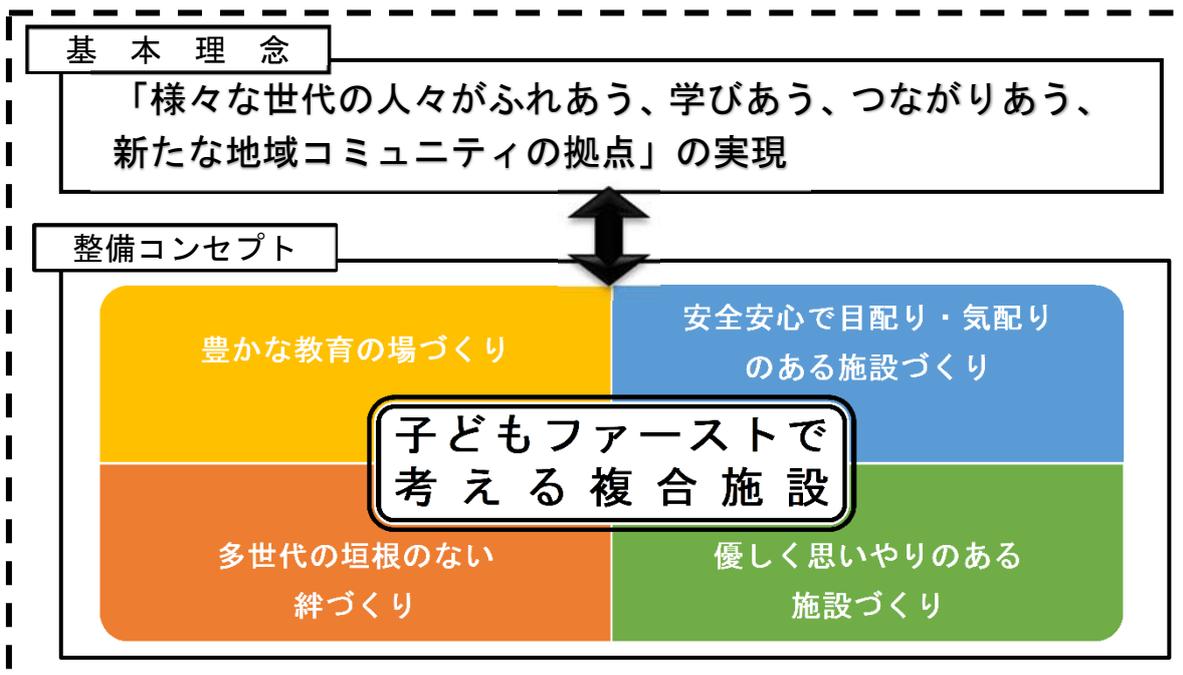
「様々な世代の人々がふれあう、学びあう、つながりあう、新たな地域コミュニティの拠点」の実現

〔整備コンセプト〕

子どもファーストで考える複合施設

〔基本理念と整備コンセプトを実現するためのキーワード〕

- ・豊かな教育の場づくり
- ・多世代の垣根のない絆づくり
- ・安全安心で目配り・気配りのある施設づくり
- ・優しく思いやりのある施設づくり



【整備方針】

「名古屋市公共施設等総合管理計画」に基づき、各施設の類似・重複する機能（部屋）について、利用実態を踏まえ、共有・統合の検討を行うなど、機能重視の視点で進めるとともに、学校と各施設の単なる合築ではなく、市民目線・利用者目線に立った効率的で一体的な運営・管理をめざすことなど、ソフト面の工夫をすることにより、市民サービスの向上をめざす。

その他、将来の児童数の増減や社会的ニーズの変化などに柔軟に対応できるよう、スケ

ルトン・インフィル方式の採用など、将来の用途転用を行いやすくするような柔軟な設計、整備手法の導入を検討する。

〔施設共通〕

- 人々がふれあい、絆が深まる、優しく思いやりのある施設づくり
- 安全・安心な施設づくり
- 周辺環境に配慮した施設づくり
- 脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な施設づくり

〔学校〕

全ての子どもが学びを通して自分らしく、幸せに生きていくことができるよう、市の学びの基本的な考え方を示した「ナゴヤ学びのコンパス」（令和5年9月策定）に基づき、学校が子ども中心の学びに取り組むことができる施設づくり

- 行きたくなる学校づくり
- 子どもたち一人ひとりの個性に応じた多様で質の高い学びが促進される学校づくり
- 交流や学びあいを通じ、様々な発見や体験ができる学校づくり
- 安全・安心な学校づくり
- 子どもたちに豊かな放課後を提供する学校づくり

〔生涯学習センター〕

誰一人取り残すことのない社会的包摂の実現や、地域コミュニティづくりを目指し、さまざまな世代が集い、学ぶ、生涯学習の機会と場を提供する生涯学習センターづくり

- 質が高い学びが保障され、多様な学習ニーズに応える学びの場づくり
- 新たな交流により創出された学びを活用できる場づくり
- 誰もが気軽に生涯にわたる学びやスポーツ・レクリエーションを楽しめる施設づくり
- 誰もが気軽に生涯学習に親しむことができる施設づくり

〔福祉会館〕

高齢者が新しい趣味づくりや、仲間づくりといったシニアライフを充実させ、好きな時に気軽に来て、自由に過ごしたくなる福祉会館づくり

- 気軽に立ち寄ることができる、出かけたくくなるような福祉会館づくり
- 新しい魅力にあふれる福祉会館づくり
- 様々な世代とふれあうことで、生きがいを持てる福祉会館づくり
- 利用者に優しく思いやりのある福祉会館づくり

〔児童館〕

乳幼児期から中高生世代までの全ての子どもが魅力を感じられる児童館づくり

- 子どもが自ら利用したくなり、自由にのびのびと遊べる児童館づくり
- 中高生世代にとって居場所としての魅力があふれる児童館づくり
- 様々な体験や交流を生みだし、子どもが自身で成長していく児童館づくり
- 子どもが抱える悩み等に気づき、適切な対応をしていける児童館づくり
- すべての利用者が安全・安心で快適に過ごせる環境整備

6 事業範囲

事業者が実施する業務は、次に掲げるものとし、各業務の詳細は、入札説明書等において示す。

(1) 統括管理業務

ア 統括マネジメント業務

(2) 設計業務

- ア 事前調査及びその関連業務
- イ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ウ 各種関係機関との調整業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他設計業務において必要な業務

(3) 新設施設の建設業務

- ア 建設工事着手前業務
- イ 建設業務及びその関連業務
- ウ 完工後業務
- エ 什器・備品等設置業務
- オ 施設の引渡し業務
- カ 各種関係機関との調整業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他建設業務において必要な業務

(4) 既存施設の解体・撤去等業務

- ア 解体・撤去に係る事前調査及びその関連業務
- イ 解体・撤去に係る設計業務
- ウ 解体・撤去に係る工事着手前業務
- エ 解体・撤去工事業務及びその関連業務
- オ 完工後業務
- カ 各種関係機関との調整等業務
- キ セルフモニタリング業務
- ク その他解体・撤去等業務において必要な業務

(5) 工事監理業務

- ア 工事監理業務
- イ 工事監理状況の報告業務
- ウ 各種関係機関との調整への協力業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他工事監理業務において必要な業務

7 事業方式

本事業は、設計・施工一括発注方式により実施することで、事業者の創意工夫や優れたノウハウを活用し、工事の責任の一元化、事業期間の短縮、工事品質の確保等を図るものとする。

8 事業期間

設計・工事請負契約締結日から令和11年1月31日まで（予定）とする。

9 事業スケジュール

次のとおりとする。

なお、事業提案書で②建設期間を短縮し、③引渡日をこれよりも早めた場合は、その期間とする。また、新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務の着手は、令和8年4月1日以降とする。

事業期間	契約締結日 ～ 令和11年1月31日
①設計期間	契約締結日 ～
②建設期間 既存施設の解体・撤去等 新設施設の建設	令和8年4月1日 ～ 令和11年1月31日
③引渡日	令和11年2月1日

10 事業者の収入

市は、本事業の業務に係る対価について、設計・工事請負契約に基づき事業者を支払う。

11 事業に必要な根拠法令等

事業者は、本事業を実施するにあたり、要求水準書案「別紙02 遵守すべき法令等」に記載の法令等をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定は、次の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和6年2月7日	実施方針等の公表
令和6年2月16日	実施方針等に関する説明会・現地等見学会の参加申込受付締切
令和6年2月20日	実施方針等に関する説明会・現地等見学会の実施
令和6年2月29日	実施方針等に関する質問受付締切
令和6年3月25日	実施方針等に関する質問回答の公表
令和6年6月上旬	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和6年6月中旬	入札説明書等に関する質問受付締切 参加表明の受付（資格審査書類の受付）
令和6年6月下旬	資格審査結果の通知
令和6年7月	入札説明書等に関する質問回答の公表 官民対話の実施
令和6年8月	官民対話回答の公表
令和6年9月	入札書、事業提案書の受付締切
令和6年11月	事業提案書に関するヒアリングの実施
令和6年12月	落札者の決定 審査講評の公表 仮契約の締結
令和7年3月	契約の締結

3 応募手続き等

(1) 実施方針等に関する説明会・現地等見学会

本事業への参入促進のため、次のとおり実施方針等に関する説明会及び現地等見学会を開催する。参加希望者は、「様式1 実施方針等に関する説明会・現地等見学会参加申込書」を令和6年2月16日（金）17時までに名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課へ提出すること。提出方法の詳細は、様式1を参照すること。

開催日時：令和6年2月20日（火）9時30分から11時30分（予定）まで

開催場所：説明会 名古屋市中生涯学習センター視聴覚室

（名古屋市中区橋一丁目7番11号）

現地等見学会 橘小学校及び市民利用施設

※来場は公共交通機関を利用すること。橘小学校及び市民利用施設の駐

車場は利用不可とする。

(2) 実施方針等に関する質問受付、回答公表

実施方針等に関する説明会及び現地等見学会では、質問を受け付けず、実施方針等に関する質問は実施方針等の公表日から令和6年2月29日(木)17時までの間、名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課において電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【橘小学校等複合化整備事業】実施方針等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては、回答しないことがある。質問の書式は、「様式2 実施方針等に関する質問書」を参照すること。質問に対する回答は、令和6年3月25日(月)に公表する予定である。

なお、質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市公式ウェブサイトにおいて公表する。

(3) 閲覧・貸与資料の交付

様式に定める書類の提出を条件とし、閲覧・貸与資料の交付を次のとおり行う。資料の交付を希望する者は、事前に第6の4に記載の問合せ先に連絡すること。

【申込方法】

閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式3 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式4 秘密保持誓約書」を第6の4に記載の問合せ先に直接又は郵送等にて提出すること。閲覧・貸与資料の交付方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

【閲覧・貸与資料の交付】

受付期間：令和6年2月7日(水)～入札書・事業提案書の受付締切まで

閲覧・貸与場所：名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課

【廃棄・返却】

閲覧・貸与資料の交付を受けた者は、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄又は返却し、「様式5 閲覧・貸与資料の廃棄業務の遵守に関する報告書」を令和6年6月28日(金)までに、第6の4に記載の問合せ先に直接又は郵送等にて提出すること。

(4) 入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を令和6年6月(予定)に行い、入札説明書等を市公式ウェブサイトにおいて公表・交付する。

(5) 入札説明書等に関する質問受付、回答公表

入札説明書等に記載されている内容について質問を受け付けるものとする。その質問に対する回答は、質問者をはじめとした民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市公式ウェブサイトにおいて公表する。なお、質問の提出及び回答の公表方法については、入札説明書等において示す。

(6) 参加表明の受付（資格審査書類の受付）、資格審査結果の通知

応募者から参加表明書及び資格審査に必要な書類を受け付け、資格審査を行い、審査結果は、応募者に通知する。なお、参加表明書の提出方法、時期及び資格審査に必要な書類等の詳細は、入札説明書等において示す。また、資格審査を通過しなかった応募者は、市に対し、その理由について書面により説明を求めることができる。

(7) 官民対話の実施

入札公告後、市は、主に次の内容を目的として官民対話を実施予定である。

ア 市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）に対する理解の促進

イ 官民の役割分担やリスク分担への認識齟齬の最小化

ウ 本事業において市が要求するサービス水準未達の防止

エ アからウを以て創意工夫の発揮による優れた提案の提出

なお、官民対話の概要及び日程等については、官民対話の参加申込者に対して、別途連絡する。

官民対話の結果（質問回答等）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、民間事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあると認めるものを除き、市公式ウェブサイトにおいて公表する予定である。なお、具体的な実施内容・方法については、入札説明書等において示す。

(8) 入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき入札書及び本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。なお、入札書及び事業提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類等の詳細は、入札説明書等において示す。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 5 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

4 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員

応募者は、参加表明書の提出時より前に共同企業体を結成し、各業務を担う構成員の企業名並びにそれらが関わる業務について明らかにするものとする。

(2) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、次のとおりとする。

(ア) 本施設の設計業務を行う企業

(イ) 新設施設の建設業務及び既存施設の解体・撤去等業務のうち施工に係る業務（以下「施工業務」という。）を行う企業

(ウ) 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 6 の規定に基づき配置するものとする。）

イ 複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとする。ただし、施工業務と工事監理業務については、兼務することはできず、また、これらの

各業務にあたる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工業務と工事監理業務を担当することはできない。

ウ 応募者の構成員が、他の応募者の構成員として入札に参加することはできないものとする。また、応募者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の応募者の構成員でないこととする。

エ 応募者は、構成員の中から代表企業を定めることとし、代表企業が手続き及び統括管理業務を行うこととする。

オ イ及びウにおける「資本面又は人事面において関連がある」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者をいう。

（ア）資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

a 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。b において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。b において同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、a については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の代表社員及び業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（民法（明治 29 年法律第 89 号）667 条における組合契約となる団体をいい、共同企業体等を含む。）とその組合構成員の関係にある場合。その他（ア）又は（イ）と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

（3）応募者の参加要件等

応募者の構成員となる企業は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限において、次の要件を満たすこと。

なお、競争入札参加資格の確認基準日以降、落札者決定までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして失格とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

- イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付け 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 本公告の日から落札者決定までの間に名古屋市指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者
- エ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- オ 会社法第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- カ 会社更生法第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）がなされていない者
- キ 民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（同法に基づく再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされていない者
- ケ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員との双方が同時に本公告にかかる入札に参加しようとしなない者であること。なお、組合と当該組合の組合員との双方が本公募に参加申請をした場合は、組合の参加申請を無効とする。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり、相当と認める場合に限り、入札に参加することができる。
- コ 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- サ 次に示す者及びこれらの者と「資本金又は人事面において関連がある者」でないこと。

なお、「資本金又は人事面において関連がある者」とは、（2）オに掲げる者と同じ者をいう。

- （ア）総合評価委員会議の総合評価委員又は当該委員が属する企業
- （イ）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（東京都港区虎ノ門 5-11-2）
- （ウ）株式会社日建設計総合研究所（東京都千代田区飯田橋 2-18-3）
- （エ）株式会社柳澤設計事務所（名古屋市北区清水 4-12-15）
- （オ）渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（東京都千代田区内幸町 2-2-2）

(4) 各業務にあたる者の参加資格要件

ア 設計業務を行う企業

設計業務を複数の者で実施する場合は、(ア) から (ウ) までは全ての者が満たし、(エ) は1者以上が満たすこと。なお、(エ) を満たす者が1者の場合、当該者が主として設計業務を実施すること。

(ア) 令和5・6年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに申請区分「測量・設計」、申請業種・品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。

(イ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っており、管理技術者（設計）として同法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有し、設計業務を行う企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者を配置できること。

(ウ) (イ) のほか、配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。

(エ) 平成21年度以降に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。）の新築又は増築工事（当該工事の対象建築物の延べ面積（複合施設にあっては学校部分の延べ面積）が3,500㎡以上であるもの）に係る設計の実績を有する者であること。

イ 施工業務を行う企業

施工業務を複数の者で実施する場合は、(ア) から (ウ) までは全ての者が満たし、(エ) は1者以上が満たすこと。なお、(エ) を満たす者が1者の場合、当該者が主として施工業務を実施すること。

(ア) 令和5・6年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札参加資格確認申請書類の提出期限日までに受けている者（共同企業体でAランクの企業を除く。）であること。

(イ) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。このうち監理技術者は、施工業務にあたる企業と3か月以上の恒常的な雇用関係がある者とする。

(エ) 平成21年度以降に元請として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の施設の新築又は増築工事（当該工事の対象建築物の延べ面積が3,500㎡以上であるもの）を施工した実績を有する者であること。

ウ 工事監理業務を行う企業

アに同じ。この場合において、ア(エ)で「管理技術者（設計）」とあるのは、「管理技術者（工事監理）」と読み替えるものとする。

(5) 参加資格要件を欠いた場合の措置、応募者の構成員の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における参加資格要件を欠いた場合の措置及び構成員の変更の基準は、次のとおりである。

ア 応募者の構成員が参加資格要件を欠いた場合の措置は、次のとおりである。

代表企業	応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、応募者は失格

イ 応募者の構成員の変更可否は、次のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

5 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

評価会議は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の評価を行う。評価会議の意見を受けて市が定める落札者決定基準は、入札説明書等において示す。また、市は、評価会議の評価結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、市又は評価会議が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行う。

(2) 審査手順

審査は、資格審査と提案審査の2段階にて実施する。

提案審査では、提案価格のみならず、事業全体の基本的考え方、事業計画、施設整備計画等の事業提案を評価会議が総合的に評価する。審査の主な視点は次のとおりである。

ア 資格審査

参加表明書とあわせて提出された資格審査書類をもとに、市は入札説明書等で示した参加資格要件等についての確認を行い、その結果を各応募者に通知する。資格審査通過者は、事業提案書を提出することができる。

なお、提案様式等の詳細は、入札説明書等において示す。

イ 提案審査

(ア) 基礎審査

市において、入札参加者により提出された事業提案書について、基礎審査項目を充足していることを確認する。

はじめに市は、提出された書類について、必要な書類がすべてそろっているかの確認を行う。必要な書類が不足している場合、入札参加者は失格とする。

次に、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎審査項目（予定価格を除く）の確認対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

続いて、市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることを確認し、基本的条件及び要求水準を充足しているか疑義がある場合、市は入札参加者に対して提案内容の確認を行う。その結果、一つでもその要件に適合していない場合や提案内容に大きな変更が生ずる場合、入札参加者は失格とする。また、併せて提案内容に矛盾や齟齬がないかの確認を行う。提案内容に矛盾や齟齬がある場合、市は入札参加者に対して提案内容の確認を行う。この段階において、書類の記載内容に漏れや誤植が見つかった場合、市は入札参加者に対して、書類の修正を依頼する。依頼があった場合、入札参加者は直ちに修正した書類を提出すること。

なお、基礎審査項目の詳細は、入札説明書等において示す。

(イ) 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対する評価会議での評価に基づき、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定する。

なお、審査事項は次の事項を想定しており、審査基準等の詳細は、落札者決定基準として入札説明書等において示す。ただし、参加者が多数になると見込まれる場合は、提案審査を多段階により実施することがある。

【審査事項（想定）】

- ・事業実施に関する事項
- ・施設整備に関する事項
- ・工程に関する事項
- ・価格に関する事項 等

(3) 落札者の決定・公表

市は、優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、落札者決定から設計・工事請負契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は、次のとおりである。

ア 落札者における応募各社が不正 2 事由（※）に該当した場合の措置は、次のとおりとする。

構成員	不正 2 事由に該当した場合に限り、応募者は失格
-----	--------------------------

※不正 2 事由

- ・私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ・贈賄・談合等、著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 落札者における応募各社の変更可否は、次のとおりとする。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

(4) 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、設計・工事請負契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により設計・工事請負契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

(5) 事業の取消し

民間事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者又は入札参加者がいない場合には、事業の実施を取り消し、その旨を速やかに市公式ウェブサイト等で公表する。

6 契約に関する基本的な考え方

市は、落札者と設計・工事請負契約書案に基づき、仮契約を締結し、議会の議決を経ることにより、契約を締結するものとする。ただし、市が必要と判断する場合には、仮契約締結前に本事業の契約に関する確認を行う。

7 提出書類の取扱い

入札参加者より提出された事業提案書は、返却しないものとする。

(1) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、市は、本事業における公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

(2) 資料の公開

入札参加者が提出した事業提案書は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく行政文書公開請求の対象となる。行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定は、名古屋市情報公開条例等に基づき市が行い、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 リスク分担の考え方

(1) リスク分担の基本的考え方

ア 市と事業者は、「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを分担する」という考え方にに基づき、適正にリスクを分担し、事業に係る総リスクを低減することで、より質の高いサービスの提供を目指すものとする。

イ 事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由があるものは、市が責任を負うものとする。

(2) 想定されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担にかかる詳細事項は、設計・工事請負契約書案において示す。

2 各業務の要求性能等

本事業において実施する業務の詳細な要求性能等は、要求水準書案において示す。

3 事業者の責任の履行の確保に関する事項

(1) 事業者の責任の履行について

事業者は、設計・工事請負契約書案に従って責任を履行すること。

(2) 契約保証金の納付等

市は、設計・工事請負契約の締結にあたっては、建設工事の履行を確保するために、契約保証金の納付等を求めることを想定している。

詳細は、入札説明書等において示す。

4 事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項

(1) モニタリングの目的・実施時期・実施方法

ア 市は、要求水準の達成状況等を把握するために、モニタリングを行う。

イ モニタリング実施の具体的な時期及び方法に関しては、要求水準書案「別紙03 モニタリング基本計画書」において示す。なお、実施方法の詳細は、設計・工事請負契約締結後に市と事業者とが協議を行い、決定するものとする。

(2) モニタリングの費用の負担

ア 市が実施するモニタリングに係る費用は、市が負担するものとする。

イ 事業者は、市が実施するモニタリングに関する人的経費等について、自らの負担により市に協力するものとする。

ウ 事業者のセルフモニタリングにかかる費用は、事業者の負担によるものとする。

(3) モニタリングの結果に対する措置

ア モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、入札説明書等に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は要求水準書案「別紙 03 モニタリング基本計画書」に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

イ 市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善期限を経過しても改善されない場合、市は設計・工事請負契約を解除することもあり得る。

第4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「別紙1 事業予定地」の「1 立地」に示す。

2 施設要件等に関する事項

(1) 既存施設の概要

「別紙1 事業予定地」の「2 既存施設概要」に示す。

(2) 新設施設の概要

敷地面積	5,627.99 m ² (サブグラウンドを含まない。)
延床面積	約 10,000 m ² (プレイヤード、駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)
配置	橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び要求水準書の「別紙13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。
構造	事業者提案による。
階数	地上5階以下
小学校施設	普通教室：15室(特別支援学級の教室を含む。) 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクールのプレイルーム等 プレイヤード
市民利用施設	生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 健康相談室：1室(福祉会館専用) 児童館 体育室(ホール)(天井高5.5m以上)、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所(専用) 交流ホール：1室 事務室等
体育館	小学校用、生涯学習センター用：各1室
駐車場等	身障者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案による。 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。

(注) 上記敷地外に別途駐車場を整備する予定(本件発注の対象外)

3 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等にかかる基本条件については、「別紙1 事業予定地」における「3 敷地概要」に示す。

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、設計・工事請負契約書案に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

2 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 その他事業の実施に関して必要な事項

1 情報提供

市は、本事業に関する情報提供を市公式ウェブサイトにおいて随時行う。

2 議会の議決等

(1) 債務負担行為の設定

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和6年2月に開催される定例会に上程する予定である。

(2) 設計・工事請負契約の締結等

市は、落札者と設計・工事請負契約書案に基づき仮契約を締結し、市が当事者となる設計・工事請負契約の締結に関する議案を令和7年2月に開催される定例会に上程し、議決を経ることにより、設計・工事請負契約を締結する予定である。

3 応募に係る費用の負担

本事業の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4 問合せ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市教育委員会事務局総務部教育環境整備課

電話 052-972-3226

メールアドレス a3226@kyoiku.city.nagoya.lg.jp

ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000124718.html>

※ 実施方針等の内容について、電話での直接回答は行わない。

以上